

いわき市農業委員会第34回農地部会議事録

1 開催日時

平成30年4月13日（金）15時30分から16時30分

2 開催場所

東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（18人）

(1) いわき市農業委員会農地部会（12人）

部会長 7番 蛭田 元起

部会長職務代理者 9番 高木 眞一

委員

1番	鈴木 克巳	6番	荒川 光弘	13番	草野 庄一
2番	木村 茂	8番	佐藤 好弘	14番	佐川 良平
				15番	草野 久仁昭
4番	長瀬 紘	11番	小野 勝彦		
5番	飯高 敬一				

(2) 事務局（6人）

太 清光 事務局長

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

府川 将人 農地調整係 主査

金成 聡司 農地調整係 主査

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

4 欠席者（3人）

3番 大竹 公治

10番 青木 泰榮

12番 鈴木 ヒデ子

5 会議の概要

- 農地部会長
(以下、議長)
- それでは、只今から第34回農地部会を開催いたします。
本日の通告欠席者は、3番 大竹公治委員、10番 青木泰榮委員、12番 鈴木ヒデ子委員の3名であります。只今15名中、12名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。
次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指名することに、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長
- ご異議がないようですので、指名いたします。
13番 草野庄一委員、14番 佐川良平委員にお願いいたします。
- 議事に入る前に、事務局の人事異動による発言を求められております。それでは、事務局、お願いします。
- 太事務局長
- 今回の人事異動による、転入、転出職員につきましては、先月の総会においてご紹介申し上げましたが、所属係及び担当事務が決定いたしましたので、改めてご紹介いたします。
- 私が、事務局長の太清光です。
次に、農地部会の担当である農地調整係の職員をご紹介します。
農地調整係長の林克伊です。
(林係長 自己紹介)
- 3条許可及び現況確認証明を担当します、金成聡司主査です。
(金成主査 自己紹介)
- 4条及び5条の転用許可を担当します、府川将人主査です。
(府川主査 自己紹介)
- 同じく4条及び5条の転用許可を担当します、石島大輔事務主任です。
(石島事務主任 自己紹介)
- 農用地利用集積計画を担当します、西山諒事務主任です。

(西山事務主任 自己紹介)

ここには出席しておりませんが、稲葉俊祐主事は、4条及び5条の転用届出並びに現況確認証明を担当します。

以上でありますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前月開催されました農政振興部会の報告を事務局から説明をお願いします。

林係長 取下げ、訂正、追案等について説明いたします。

「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において、訂正が2件ございます。

詳細につきましては議案説明の際、担当者から説明いたします。

外、取下げ、訂正、追案等はありません。

又、農政振興部会については、前月は開催実績がございませんので報告についても、ございません。

以上です。

議長 それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

今回、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において、15番 草野久仁昭委員が該当しております。

草野久仁昭委員は、議案審議の際一時退室願います。

その他、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出て下さい。

議長 それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、15番 草野久仁昭委員が該当しておりますので一時退室についてよろしくお願いいたします。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

金成主査

議案書3ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1番、申請地、平、地目は畑、面積は298㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

外5件、6番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、7番、申請地、平、地目は田、面積は1,014㎡でございます。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。

外3件、10番までは贈与による所有権の移転でございます。

今月の3条申請面積は、田11,562㎡、畑3,907㎡、合計15,469㎡です。

番号1番から10番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は、以上です。

議長

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

まず、平1区、お願いいたします。

4番長瀬委員

番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長

続いて、平2区、お願いします。

金成主査

番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長

続いて、勿来地区、お願いします。

1番鈴木委員

番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

- 議 長 続いて、内郷・好間・三和地区、お願いします。
- 金成主査 番号5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いします。
- 8番佐藤委員 番号4番・6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 続いて、事務局、お願いします。
- 金成主査 番号7番から10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。
- 8番佐川委員 番号9番の事案について、譲渡人は外国人の方のようだが、贈与税等はどのようになっているか。
- 林係長 3条許可申請においては、そのような個人情報に係る資料の添付を求めておりません。
申請資料の範囲であれば、お答えさせていただきます。
- 4番長瀬委員 番号9番の事案について、譲渡人は戦前から居住していたのか戦後に居住したのか。
- 林係長 そちらについても、申請資料の範囲でお答えさせていただきますが、お答えできる情報はございません。
- 議 長 その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

- 議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 ご異議なしと認め、「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。
それでは、草野久仁昭委員、入室願います。
- 議 長 次に、「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
- 林係長 (議案書朗読)
詳細につきましては、担当者が説明いたします。
- 府川主査 議案書 6 ページをお開き願います。
それでは、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきまして説明いたします。
配付しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。
番号 1 番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は 401 m²です。
転用目的につきましては、農業用施設用敷地です。
事業実施の確実性につきましては、申請人は、これまで耕作機械等を借りて耕作を行ってきましたが、今後の耕作にあたり自己用耕作機械を購入して耕作を行うこと、及び農業用資材等の保管のための施設が必要となりました。そこで今回、耕作機械等の保守保全のための保管用倉庫及び農業用資材の保管用として当該申請地に農業用倉庫を設置する案件であり、事業実施は確実です。
番号 2 番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は 715 m²です。
転用目的につきましては、駐車場です。
事業実施の確実性につきましては、申請人は、アパートを所有しており、敷地内に駐車場はありますが、1 世帯で複数台を駐車するとスペースが不足します。新たに駐車場を設けて駐車場不足を解消する案件であることから事業実施は確実です。
以上 2 件、面積は、田 715 m²、畑 401 m²、合計面積は 1,116 m²となります。説明は以上です。

- 議 長 只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。
ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。
まず、平2区、お願いいたします。
- 府川主査 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題
はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 続いて、内郷・好間・三和地区、お願いいたします。
- 府川主査 番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題
はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、
その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。
- 13番草野委員 理由書に記載がある「市街地近傍小集団農地」という用語は初め
て耳にしたのですが、農地法で定義されている用語なのですか。
- 石島主任 「市街地近傍小集団農地」は農地法で定義されている用語です。
- 5番飯高委員 番号1番の申請者の年齢はおいくつですか。
- 石島主任 申請者の年齢は現在70歳です。
- 議 長 そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)
- 議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声)
- 議 長 ご異議なしと認め、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定によ
る許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任

議案書8ページをお開き願います。

説明に入る前に資料の訂正が2件あります。番号3番の譲受人及び譲渡人の名字の漢字が誤っております。名字の一文字目ですが、正しくは「きへん」でした。訂正をお願いします。また、番号14番の転用目的の「小規模隣地開発」の漢字が「隣」ではなく「林」ですので、訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。

それでは配付しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号1番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は実測値 305.45 m²です。

権利移動事由は贈与による所有権の移転。転用目的は自己住宅(分家住宅)建築敷地です。

事業実施の確実性につきましては、申請人は現在、アパートに家族4人で居住していますが、今年の秋に子が生まれる予定であり、現在のアパートでは手狭になります。また、実家は昨年、祖母が亡くなり、両親のみの世帯となりました。両親世帯の農業経営に人手が足りない状況であり、援農のため、譲受人が分家住宅として申請地に住宅を建築する案件であることから、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は平、登記地目は田、転用面積は476 m²です。

権利移動事由は贈与による所有権の移転。転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人夫婦は子2人と現在2LDKのアパートで生活していますが、手狭な状況であり、以前から一戸建て住宅を建築する計画を立てていました。妻の実家にそのことを相談したところ、以前から妻の実家の農作業の手伝いをしていたこともあり、分家住宅として住宅を建築する案件であることから、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は497 m²です。

権利移動事由は贈与による所有権の移転。転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、申請人の本家は兼業農家です

が、兼業の仕事が忙しく農業を行う時間があまりないことから、申請人は、本家に近い場所に分家住宅を建築し援農したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は 3,066 m²です。

権利移動事由は地上権の設定。転用目的は太陽光発電施設の設置です。

事業実施の確実性につきましては、市街化調整区域における地区計画制度による好間町上好間の宅地供給の地区計画の策定に伴い、好間町上好間内ノ草地内に設置されている太陽光発電施設を撤去することになりました。当該農地周辺には太陽光発電施設設置に欠かさない電柱等の設備があり、好条件であるため宅地供給の地区計画の代替地として申請された案件であり、事業実施は確実です。

なお、番号5番、10番、11番、12番、13番につきましては、常磐自動車道4車線化工事に伴う工事用作業用地での一時転用、番号6番につきましては仮設事務所用地での一時転用、番号7番につきましては、10トンダンプトラック朝礼広場での一時転用、番号8番、9番につきましては常磐自動車道4車線化事業の工事用道路構築及び作業ヤードでの一時転用、番号14番につきましては、小規模林地開発に要する道路での一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上14件、面積は、田 10,837.05 m² 畑 4,866.45 m²となりまして、合計は 15,703.50 m²となります。説明は以上です。

- | | |
|--------|--|
| 議 長 | 只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。まず、平1区、お願いいたします。 |
| 4番長瀬委員 | 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。 |
| 議 長 | 続いて、平2区、お願いいたします。 |
| 石島主任 | 番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。 |

- 議長 続いて、勿来地区、お願いいたします。
- 1番鈴木委員 番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議長 続いて、内郷・好間・三和地区、お願いいたします。
- 石島主任 番号4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議長 続いて、事務局、お願いいたします。
- 石島主任 番号5番から番号14番につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。
- 5番飯高委員 番号4番の事案の転用の確実性について詳しくご説明いただきたいのですが。
- 石島主任 番号4番の事案は、既に太陽光発電施設が設置されている土地が、市街化調整区域における地区計画制度による好間町上好間の宅地供給の地区計画の策定により宅地化されることから、既に設置されている太陽光発電施設を解体し、付近の農地へ太陽光発電施設を移設する内容です。
- 13番草野委員 配布された位置図に記載されている番号3番の譲受人及び譲渡人の名字の漢字、及び番号14番の転用目的の漢字が誤っているのですが。
- 石島主任 本議案の説明の冒頭で申し上げた通り、位置図についても同様の箇所に漢字の誤りがございますので、修正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

議 長 そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

 (意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

 次に、「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

 詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 議案書11ページをお開き願います。

 農用地利用集積計画第1号から第2号の内容について説明いたします。

 第1号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により、買取、一時保有する事案でございます。

 実施地区は、三和。

 買い手1名、売り手1名、対象筆数、田2筆、面積、田4,366㎡となっております。

 第2号は、新たに利用権(賃貸借)を設定する事案でございます。

 実施地区は、三和。

 借り手1名、貸し手1名、対象筆数、田1筆、面積、田2,674㎡となっております。

 次のページをお開き願います。

 農用地利用集積計画、平成30年度第1号。

 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年4月27日、いわき市となっております。

 次のページをお開き願います。

 「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、三和町外1筆、現況地目、田、面積4,366㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第2号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年4月27日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、三和町、現況地目、田、面積2,674㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第1号から第2号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

5 番飯高委員 農用地利用集積計画、平成30年度第2号の農用地利用権設定個人別表に記載されている農地の借賃は1年間の金額ですか。

西山主任 1年間の金額です。

議 長 そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」事務局より説明をお願いします。

林係長 （議案書朗読）

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書19ページをお開き願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたためお諮りするものです。

番号1番、土地の所在は、平外11筆、現況地目、田、面積、25,146㎡、外4件、詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、農用地利用配分計画（案）は平成30年3月20日に開催しました第33回農地部会で議決した農用地利用集積計画に基づいて作成されたものです。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

（意見なしの声）

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認め、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」原案のとおり可決いたします。

 次に、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)
 詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 議案書の21ページをお開き願います。
 農地法第4条届出について、説明いたします。
 番号1番、土地の所在地は平、登記地目及び面積は田 214 m²、畑 257 m²、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種中高層住居専用地域、工事着工年月日は平成30年3月25日、受理年月日は平成30年3月5日でございます。
 外6件ございました。
 転用面積は、田 4,489 m²、畑 1,660.91 m²、合計 6,149.91 m²でございます。
 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議 長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。
 次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)
 詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 議案書の24ページをお開き願います。
 農地法第5条届出について、説明いたします。
 番号1番、土地の所在地は錦町、登記地目は畑、面積は 421 m²、転用目的は駐車場、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成30年3月20日、受理年月日は平成30年3月5日でございます。
 外31件ございました。
 転用面積は、田 23,730 m²、畑 6,194.44 m²、合計 29,924.44 m²でございます。
 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議 長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

金成主査

議案書の32ページをお開き願います。

農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。

1番、土地の所在地は四倉町、現況地目は畑、面積は、523㎡でございます。

土地の引渡し時期は平成30年2月10日でございます。

外5件、田が14,999㎡、畑が598㎡、雑種地が33㎡、合計面積は15,630㎡でございます。

以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。

議 長

以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

それでは、議案書の35ページをお開き願います。

引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、説明いたします。

3月中には7件の証明願があり、贈与税、相続税の納税猶予、及び不動産取得税の徴収猶予についての案件でありました。

面積は、田53,703㎡、畑23,053㎡、合計75,756㎡になります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付いたしました。

以上につきまして、事務局長が専決処分しましたので、ご報告いたします。

- 議 長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。
次に、皆様から、その他について何かございませんか。
- 14番佐川委員 「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」に関して、東日本大震災の津波被害地区の案件がありますが、売買の価格はわかりますか。
- 西山主任 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書には、農地の売買価格に関し記載する項目がないため、事務局において把握しておりません。
- 議 長 それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第34回農地部会は、これをもちまして閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。